

東京都糖尿病医療連携推進事業実施要綱

平成 20 年 11 月 27 日付 20 福保医政第 1021 号

改正 平成 30 年 3 月 30 日付 29 福保医政第 2414 号

第1 目的

東京都全域を視野に、予防から治療までの一貫した糖尿病対策を推進し、都民の誰もが身近な地域で症状に応じた適切な治療を受けられる医療連携体制を構築することにより、都内での糖尿病患者の重症化予防、療養生活の質の向上につなげることを目的とする。

第2 事業内容

- (1) 糖尿病治療に係る医療資源の調査及び把握
- (2) 医療機関相互の連携の促進
- (3) 糖尿病性腎症重症化予防を含む糖尿病の合併症予防等の総合的な取組
- (4) 糖尿病対策に係る普及啓発活動
- (5) 当事業に係る指標の設定・検証
- (6) その他、糖尿病医療連携体制の構築について必要な事業

第3 東京都糖尿病医療連携協議会の設置

当事業について、東京都全域で統一的に定めるべき事項、広域的に対応すべき事項を協議するため、東京都糖尿病医療連携協議会を設置する。

第4 糖尿病医療連携圏域別検討会の設置

当事業について、地域において検討すべき事項を取り扱うために、原則として、東京都保健医療計画で定める二次保健医療圏を単位とした、糖尿病医療連携圏域別検討会を設置する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 11 月 27 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。